

教職員は、児童・生徒等の成長に大きな影響を与えることから、専門的知識はもとより、豊かな人間性と使命感が求められる。その職責を十分に理解し、倫理観や規範意識等をより一層高め、服務の厳正に努めることが必要である。本スタンダードは、教職員が当然守るべき服務に関する指針、ルール、とるべき行動例を示したものである。市内全ての教職員は、本スタンダードを精読し、服務事故の根絶に努めなければならない。

個人情報の適切な管理等

- 児童・生徒等の個人情報を含む書類や電子データを、許可なく学校から持ち出してはならない。児童・生徒等の個人情報が記載された書類の整理・保管等を徹底しなければならない。
- 自校における個人情報管理マニュアル及び取扱規程を遵守している。
 - 重要な個人情報について、取り扱う個人情報を最小限にする工夫をし、どこに、何を、どの記録媒体により保存・保管しているかを把握している。
 - 個人情報（通知表や実施したテスト用紙などの成績物等）を、教室（又は執務室の机上）に置きっぱなしにしていることはない。
 - 校内・校外を問わず、重要な個人情報は電子メールにより送受信しないようにしている。
 - 年度替わりの時期などには、不要となった個人情報を適切に廃棄している。
 - 個人情報に関する書類等を学校外に持ち出さないようにしている。
 - 職務上知り得た秘密を他人に漏らしたり、飲食店や公共の場所などで、子供や保護者のこと（業務で知り得た情報）を話題にしたりすることはない。

交通事故の防止

- 無許可の自家用車通勤等をしてはならない。
- 日頃から安全管理の徹底や交通法規の遵守に努めるとともに、運転中は安全確認を十分に行い、交通違反や交通事故（自転車による人身事故等を含む。）を防止しなければならない。
- 追突事故や衝突事故を防ぐため、十分な車間距離を保つようにしている。
 - 前方車両が発進する「だろう」、対向車両が来ないうちに右折できる「だろう」と思いこまず、発進しない「かもしれない」、対向車両が予想より速度が出ている「かもしれない」と注意を払って運転している。
 - 運転中に、携帯電話、スマートフォンなど運転以外に気を取られることはない。
 - 高齢者や子どもが、歩いていたり自転車を運転したりしているときは、特に注意を払い、相手の不意の動きにも対応できるように注意を払って運転している。
 - 飲酒をした場合、量の多少に関わらず、絶対に車両（自転車を含む）を運転しないという心構えをもっている。

教員のビジネスマナー

あいさつ

- 明るく、さわやかな声であいさつしている。
- しっかりと相手の顔を見てあいさつしている。
- 自分からすすんであいさつをしている。
- 「作業しながら」「歩きながら」等「ながらあいさつ」をしていない。

言葉遣い 敬語

- 目上の人、外部の人（保護者、関係機関等）には正しい敬語を使って接している。
- 学生気分ですることのないようにしている。
- 教員同士であっても、状況に考慮し、丁寧な言葉遣いで、要件を簡潔に伝えている。

保護者対応 電話対応

- 明るい声で、聞き取りやすい速さで話している。
- 保護者の目を見て、傾聴姿勢で、最後まで話を聞いている。
- 電話を受けた際は「こんにちは、〇〇学校の〇〇です。」と名乗っている。

報告・連絡・ 相談

- 自ら学年主任、管理職等に「報告・連絡・相談（ホウレンソウ）」を行っている。
- 児童・生徒の怪我や保護者からの相談は、確実に報告し、次の対応を相談している。
- 同僚とコミュニケーションを図っている。

身だしなみ

- 明るい表情で、笑顔を大切にしている。
- TPOに応じた服装をしている。
- 清潔感のある髪型や、華美でない装飾を心がけている。
- 姿勢よく澁刺とした雰囲気づくりに努めている。

体罰等の禁止

- 児童・生徒等に対する体罰、不適切な指導、行き過ぎた指導、暴言等を行ってはならない。
- 同僚同士で、児童・生徒の指導方法の改善等について、日頃から情報や意見交換を行い研鑽に努めている。
 - 問題行動を起こした児童・生徒を指導するときは、一部の教員に任せず、学年又は学校全体で組織的に指導にあたり、一人一人が責任をもって指導に取り組んでいる。
 - 児童・生徒に対して、毅然とした態度と威圧的な態度を混同していない。
 - 教員の権威に頼り、自分の思いどおりに児童・生徒を動かそうとする姿勢はない。
 - 自分の考えと違った児童・生徒の発言でも、その言い分などを受け止め、冷静に対応している。
 - 児童・生徒に対して感情的になり、言葉遣いが乱暴になっていない。
 - 特定の児童・生徒に対し、いらだつ気持ちや偏見の目をもって接していない。

わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント等の禁止

- 児童・生徒等との不適切な関係、立場を利用した不適切な行為（わいせつ行為）、児童・生徒等を傷付けるような性的言動（セクシュアル・ハラスメント）等を絶対にしてはならない。
- 児童・生徒に対応する場合には、１対１で密室にならないよう工夫をしている。
 - 運動部等の指導において、異性の生徒へのマッサージ行為等は行わないようにしている。
 - 児童・生徒を指導する際、不必要に児童・生徒の頭、肩、腕など身体に触れないようにしている。
 - 児童・生徒や保護者と私的に携帯電話やメール・SNSのやりとりをしていない。
 - 児童・生徒に対して、ふざけてくすぐったり、同じ口調で話したりすることは、親しさを表すつもりでの言動であれば許されるだろうと思っていない。
 - 相手との良好な人間関係ができていくという勝手な思い込みで、この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしていない。